

現行	改正後
- 2 - 3 子会社等 保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 (注1)(略) (注2)(略) (注3)(略) (新設)	- 2 - 3 子会社等 保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 (同左) (同左) (同左) (注4) 保険持株会社の子会社等に関する取扱いのうち、保険持株会社が法271条の22第1項に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合に求められている同項の承認については、<u>保険持株会社が同様の会社をその子法人等(子会社を除く)及び関連法人等とする場合については必要ない。ただし、その会社が行い、又は行おうとする業務の内容が以下のいずれかに該当しないよう留意すること。</u> <u>当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。</u> <u>イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。</u> <u>ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。</u> <u>当該業務の内容が、その会社の資本金の額、人的構成等に照らして、その会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。</u>